

成熟市民社会型企業法制の創造

—企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society

- Restructuring Legal Systems of Corporation,

Finance and Capital Market, and Asian Challenges -

活動報告

シンポジウム:コンプライアンスの現状と課題

～企業コンプライアンスと法規制のゆくえ～

(2011/6/25開催)



刑事法研究グループは、わが国の企業コンプライアンスの現状について、一部上場企業約2500社を対象に大規模アンケート(「企業のコンプライアンス等に関するアンケート調査」)を実施し、約450社から回答を得ました。我々は、2004年10月、グローバルCOEの前身である21世紀COEの際にもコンプライアンスに対する意識調査を実施しており、2008年以降は、早稲田大学グローバルCOEの中の刑事法グループで新たに調査・研究プロジェクトを立ち上げ、研究活動を行っています。今回の調査は、その一環として行われたものです。シンポジウムでは、2004年調査の結果との比較をもふまえつつ、企業法務担当者と法学研究者の議論を通じて、わが国のコンプライアンス体制の変遷を回顧するとともに、2004年調査以来の社会および企業をとりまく状況の変化に対応し、企業の適正な活動を支援するためのより良い法システムの構築を目指し、コンプライアンス体制の今後のあるべき姿を探りました。



前半では、調査の集計結果をもとに、質問ごとの集計結果、さらには業種や企業規模に応じた回答傾向や企業の意識の相違などに関して、本学甲斐克則教授が基調講演を行い、それに対して企業法務担当者や法学研究者がコメントを加えました。後半では、前半で得られた課題について、パネリスト(指定発言者含む)による討論を行いました。ここでは、2004年調査以降コンプライアンスが充実してきたことをも踏まえて、コンプライアンスのいかなる部分がうまくいっており、いかなる部分がそうでないのか(課題)、その課題を法規制のあり方を含めてどのように解決していくか、といったことも討論しました。

企業法務担当者など、多くの方が来場し、このテーマへの関心の高さを伺わせました。

【プログラム】

開会の辞 司会 甲斐克則(早稲田大学教授)

挨拶 上村達男(早稲田大学教授・GCOE所長)

挨拶 田口守一(早稲田大学教授)

(1)基調報告 「アンケート調査分析結果」

甲斐克則(早稲田大学教授)

(2)コメント

島岡聖也(株式会社東芝 法務部長)

辰口 久(プリマハム株式会社 常務執行役員 第二管理本部長)

加藤ひとみ(高砂香料工業株式会社 法務・特許部長)

松澤 伸(早稲田大学教授・内閣府経済社会総合研究所研究員)

(3)討論

(4)総括 田口守一(早稲田大学教授)

【主催】早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》

総合研究所

【協力】

社団法人商事法務研究会



季刊 『企業と法創造』 発刊

季刊 企業と法創造「特集・憲法と経済秩序Ⅱ」(通巻第二十七号)、「特集・知的財産法制研究Ⅵ」(通巻第二十八号)の目次を紹介いたします。内容については、本研究所のホームページでも閲覧できます。

特集・憲法と経済秩序Ⅱ (通巻第二十七号)

カントの法理論に関する覚書

—道徳理論との関係についての一試論

長谷部恭男

生存権の自由権的側面の再検討

—旭川国保訴訟最高裁大法廷判決のもう1つの論点—

斎藤一久

国家の軍事機能の「民営化」を考える

—民間軍事会社 (PMSCs) を中心に—

水島朝穂

生存権と制度後退禁止原則

—生存権の「自由権的効果」再考—

葛西まゆこ

競争制限・国家独占と規制の首尾一貫性

—経済活動に対する規制と比例原則—

井上典之

チャリティの憲法学—「チャリティ」団体に対する免税と憲法89条後段の解釈—

横大道聡

フランスにおける職業分野の男女平等政策

—2008年7月憲法改正による「パリティ拡大」の意義—

糠塚康江

「政府の言論の法理」と「パブリック・フォーラムの法理」との関係についての覚書

中林暁生

障がい者の生活手段利用権

内野正幸

経済的権力と司法審査

武田芳樹

食の安全に関する国家の情報提供活動

—責務と責任のジレンマ—

大林啓吾

<<資料>> 研究会における質疑応答

長谷部恭男報告をめぐり質疑応答

斎藤一久報告をめぐり質疑応答

水島朝穂報告をめぐり質疑応答

葛西まゆこ報告をめぐり質疑応答

井上典之報告をめぐり質疑応答

横大道聡報告をめぐり質疑応答

糠塚康江報告をめぐり質疑応答

中林暁生報告をめぐり質疑応答

内野正幸報告をめぐり質疑応答

武田芳樹報告をめぐり質疑応答

大林啓吾報告をめぐり質疑応答

編集後記 中島 徹

GCOE通信 金澤 孝・山本真敬

特集・知的財産法制研究Ⅵ (通巻第二十八号)

巻頭言

2011年3月11日以降の知的財産法制研究センターの活動

高林 龍

第1部 シンポジウム・セミナー報告

知的財産セミナー報告

医療行為・製薬イノベーションをめぐる法律問題：欧米最新動向

日独 科学・イノベーション フォーラム 2010 Workshop 1

国際競争と知的財産戦略：情報化時代に対応した日本及びドイツの知的財産保護政策とは？

RCLIP国際知的財産戦略セミナー

米国特許訴訟最新動向：ビルスキー最高裁判決の影響と不正行為をめぐる大法廷審理

第2部 日韓比較・国際知的財産法研究(8)

日韓比較・国際知的財産法研究(8) 木柵照一

基調報告 木柵照一

知的財産権に関する国際私法原則 (日韓共同提案)

2010年10月14日版の解説

Commentary on Principles of Private International Law on Intellectual Property Rights (Joint Proposal Drafted by Members of the Private International Law Association of Korea and Japan)

Waseda University Global COE Project October 14, 2010

第3部 論文・研究ノート

権利者不明著作物の利用の円滑化に向けた制度の在り方について

—英国における近時の法案からの示唆— 今村哲也

ノーティスアンドテイクダウン手続きと著作権者の注意義務

—ユーザ制作コンテンツ (UGC) に関する韓米の判例比較を通じて— 張 睿暎

発明の産業上の利用可能性について 加藤 幹

中国の営業秘密制度に関する一考察

—営業秘密の要件を中心に— 石 飛

研究ノート

台湾専利法上の特許権侵害による損害賠償(2)

—台湾民法の視点から見た専利法上の損害の性質— 陳柏均

International Symposium

Legal Issues Surrounding Medical Practice /

Pharmaceutical Innovation: Update in US and Europe

Germany Japanese Science and Innovation Forum 2010

Workshop 1

Global Competition and Intellectual Property Strategies:

Are Germany and Japan Ready for Challenges in the Information Age?

RCLIP International Intellectual Property Seminar

The Latest Trend of US Patent Lawsuits:

An Impact of the Supreme Court's Decision on Bilski / En

Banc Hearing in Inequitable Conduct

GCOE通信 伊原美喜・佐藤庸平・上條千恵美

Symposium & Seminar

本研究所では多くの研究会・シンポジウムが随時開催されており、ここではその一部をご紹介します。

■第13回「憲法と経済秩序」研究会

(2011/5/22 開催)

「憲法と経済秩序」第13回研究会では、芹沢斉 青山学院大学教授と、江島晶子 明治大学教授をお招きし、それぞれ報告を行なっていただきました。

最初に、芹沢斉教授が、「企業の社会的責任（CSR）と人権尊重」というテーマで報告されました。芹沢教授は、CSRという考え方について、ヨーロッパ、アメリカ、日本での異なる特色に言及したのち、ジョン・ラギー（ハーバード大学・人権ならびに多国籍企業およびその他の企業に関する国連事務総長特別代表）による報告書をもとに、国家による人権保護ならびに企業による人権尊重責任について解説されました。そして、国産自動車メーカー全10社の人権CSRの現状を分析し、CSRの今後の展望を述べられました。

次に、江島晶子教授が、「経済秩序と『憲法／国際法』 International Constitutional law/ Constitutional International law」をテーマとし、報告を行いました。国際経済秩序は何によってコントロールされているのか、憲法はどのように関わっているのかという問題関心を明らかにし、次いで、国際法の現状の解説、憲法と国際法の関係の学説の整理が行なわれました。そして、イギリスを例に、国際法の憲法化について解説されました。憲法の国際化については、裁判官ネットワークの構築や、人権条約の解釈の共有が進展していることが紹介されました。最後に人権保障の多層性における指向性・法則性が示唆され、民主主義の決定での規範の導出の可能性が言及されました。

■第3回文理融合シンポジウム「グローバルヘルスと知財戦略：障壁から投資誘因・活用へ」－医療技術実用化オープンイノベーション促進のための法基盤整備の新展開－

(2011/6/4 開催)

本シンポジウムでは、2月に行われた第2回文理融合シンポジウムに引き続き、法と医の協働のもと、日米のグローバルヘルス営利・非営利機関で活動する研究者及び法曹関係者を講演者として、知的財産権活用の法基盤整備の新展開について議論しました。

※詳しい内容については、知的財産研究センター発行のニューズレターに掲載予定となっておりますので、興味のある方は、是非ご参照下さい。

【プログラム】

開会挨拶：清水 敏 早稲田大学副総長

基調講演：

「21世紀型パワーポリティクスとグローバルヘルス」

武見敬三（東海大学政治経済学部教授）



セッション1：障壁から投資誘因・活用への知財戦略：オープンイノベーション促進における我が国法制度基盤の見直し

司会：朝日 透（早稲田大学理工学術院教授）

「グローバルヘルス推進のための知財法整備と文理融合共同研究の必要性」

高林龍（早稲田大学教授）

『製薬ビジネス、ファイナンスの現状と知財戦略：新興市場と日本』

新阜秀朗（IPALPHA社 CEO）

『オープンイノベーションを実践するインテリジェントベンチャーズのビジネスモデルとグローバルヘルスケア分野での活動事例』

加藤幹之（インテリジェントベンチャーズ 日本総代表）

セッション2：障壁から投資誘因・活用への知財戦略：グローバルヘルス産業先進国からの報告と日本の現状

司会：竹中俊子（ワシントン大学ロースクール教授・

CASRIP所長）

「開発途上国におけるグローバルヘルス推進のための製薬開発パートナーシップ：知財及び治験データアクセスをめぐる問題」

ダン・ラスター（PATH 法務部長 ワシントン大学ロースクール非常勤講師）

「グローバルヘルスにおける官民パートナーシップ」

勝間靖（早稲田大学国際学術院教授、グローバルヘルス研究所 所長）



パネルディスカッション

パネリスト：

ダン・ラスター（PATH 法務部長 ワシントン大学ロースクール非常勤講師）

勝間靖（早稲田大学国際学術院教授、グローバルヘルス研究所 所長）

加藤幹之（インテレクチュアル・ベンチャーズ 日本総代表）

新阜秀朗（IPALPHA社 CEO）

閉会挨拶 飯田香緒里 東京医科歯科大学准教授 産学連携推進本部 産学連携研究センター長

【主催】早稲田大学 重点領域研究機構知的財産拠点形成研究所(IIIPs-Forum)



【共催】

東京医科歯科大学 産学連携推進本部

ワシントン大学ロースクール 先端知的財産研究センター (CASRIP)

早稲田大学

グローバルヘルス研究所

先端科学・健康医療融合研究機構 (ASMeW)

グローバル COE「企業法制と法創造」総合研究所・知的財産法制研究センター (RCLIP)

グローバルCOE「実践的知教育研究拠点」

欧州バイオメディカルサイエンス研究所

博士キャリアセンター

■特別セミナー（第九回）「独占禁止法の域外適用」

(2011/6/11 開催)

【報告者】

菅久修一（公正取引委員会事務総局官房総務課長）

深町正徳（公正取引委員会 上席企業結合調査官）

【テーマ】「公正取引委員会における企業結合規制の仕組みと考え方」

2009年BHPピリトンとリオティントの企業結合事件にみられるように、日本が独禁法に違反する国際企業結合を差し止めようとするれば、究極的には排除措置命令の執行可能性と実効性が問われます。本セミナーでは、公正取引委員会の方をお招きし、公正取引委員会における企業結合規制の仕組みと考え方について直接お話をいただきました。

最初に、菅久課長より、企業結合規制について基本的な考え方の説明がありました。また、各国のガイドライン、日本の審査手続について行われている見直し、主要な企業結合事例などについてデータをもとに解説が行われました。続いて、深町調査官が、海外企業結合の審査事例として、BHPピリトンとリオティントの事例について、詳細に解説を行いました。当日は、研究者、実務家を含む多くの参加者があり、引き続き行われた質疑応答では、活発な意見交換が行われました。

■基礎法2011年度第一回研究会

(2011/6/22 開催)

本研究会は、日本における「法学」世界の構造を、これを構成する三つの構成要素〈法実務・法理論・基礎法学〉の相互関連という視点から分析し、成熟市民社会を展望する上での法律学の課題を明らかにしようという試みとして、開催しました。

【報告者】

水林 彪 早稲田大学 法学学術院 教授

【テーマ】法実務・法理論・基礎法学—議論を誘発するための一つの問題提起

報告で、水林教授は、最初にコモンローとシヴィルローの対立と変容を概観し、次いで、シヴィルローの日本的展開について解説しました。現代日本の法、法学の特性をシヴィルロー的思考の極小化傾向にあるととらえ、法実務・法理論・基礎法学の現在を浮き彫りにし、日本法の将来について、旧体制の未克服・「市民社会」の未成熟、「市民法」の不全といった問題を提起し、その克服について体系的原理的法理論とそれを支援する基礎法学、特に、実定法・実定法学の基礎法学の構築を提唱しました。水林教授の問題提起を踏まえ、様々な視点で、活発な議論が展開されました。

■国際知的財産セミナー『インド特許法における特許の国内実施要件と強制実施権』

(2011/7/8 開催)



インドでは、米国連邦最高裁のeBay判決を引用する予備的差止請求を否定するいくつかの判決と特許の国内実施要件

を定めるインド特許法の各条文との関係が、法曹関係者の議論を呼んでいます。本セミナーでは、インド特許法の権威として世界的に知られるデリー大学のヴェルマ教授が、パリ条約5条、TRIPSの関連条文、及びインド政府が最近発表した強制実施権に関するDiscussion Paperの内容に照らし、特許の国内実施要件と強制実施権の関係について検討しました。

【司会】竹中俊子（早稲田大学大学院法務研究科教授、ワシントン大学ロースクール教授）

【講演者】S. K. Verma（デリー大学法学部教授、平成23年度関西大学法学研究所招へい研究員）

【主催】早稲田大学重点領域研究機構知的財産拠点形成研究所（IIIPS-Forum）

【共催】

関西大学法学研究所

早稲田大学GCOE《企業法制と法創造》総合研究所 知的財産法制研究センター

※詳しい内容については、知的財産研究センター発行のニュースレターに掲載予定となっております。

■第5回基礎法学総合シンポジウム『日本における「法学」の現状と可能性—法実務・実定法学・基礎法学—』

(2011/7/9 開催)



法学の営みを社会の中で総体としてみれば、主要な分野としての実定法学（現行法についての法解釈学）を中心に、一方で裁判や行政において展開する法実務、他方で法と法学を歴史的、哲学的、比較的、かつ、社会学的に観察する基礎法学が相互に関連しながら現象しています。本シンポジウムは、この相互に関連しあった総体の現状と可能性を分析することを通じて法学の新たな様相を明らかにすることを目的に開催しました。現在日本では、社会の中の法律家のあり方、また法曹養成のあり方が重要な社会的テーマになっており、本シンポジウムはこれについて市民との対話を広げるための時宜にかなった取り組みとしても位置づけられるものとなりました。

【報告者とテーマ】

岩谷十郎 慶應義塾大学法学部教授

「始まりの法律学—実務・立法・解釈—」

奥山恭子 横浜国立大学国際社会科学部教授

「実定法と司法行政—民事法解釈に及ぼす戸籍実務の影響力—」

岡田正則 早稲田大学法務研究科教授

「公法学と法実務・基礎法学」

馬場健一 神戸大学大学院法学研究科教授

「法実務への寄与のための法学の課題—裁判官報酬減額問題と情報公開訴訟を素材に—」

岡孝 学習院大学法学部教授

「原発差し止め訴訟と時代思潮」

笹倉秀夫 早稲田大学法学学術院教授

「法解釈学における理論構築と基礎法学」

【司会】

嶋津 格 千葉大学専門法務研究科教授

新田一郎 東京大学法学部政治学系教授

【主催】基礎法学系学会連合（日本法社会学会、日本法哲学会、比較法学会、法制史学会、比較家族史学会、民主主義科学者協会法律部会）、日本学術会議法学委員会

【共催】早稲田大学GCOE「成熟市民社会型企業法制の創造」

■第14回「憲法と経済秩序」研究会

(2011/7/10 開催)

「憲法と経済秩序」第14回研究会では、岡田信弘 北海道大学教授と、只野雅人 一橋大学教授をお招きし、それぞれ報告を行なっていただきました。

最初に、岡田信弘教授が、「グローバリゼーション・法システム・民主的ガバナンス—オリヴィエ・ジュアンジャン教授の議論を手がかりに—」というテーマで報告を行いました。まず、グローバリゼーションによって立法は加速化、細分化し、また、法的知識の専門化、法学教育の職業専門化等が起こっていることが指摘されました。そして、独立行政機関の展開や、マネージメント支配、国際的諸規範に対するフランスの法秩序の開放などについて言及しつつ、法システムのあり方、グローバリゼーション時代における民主的ガバナンスについて検討がなされました。

次に、只野雅人教授が、「« Mieux légiférer (better regulation) »—フランスにおける立法と社会・経済—」というテーマで報告を行いました。立法の質に言及があった後、「よりよき立法」を巡って、背景、具体化について、説明がなされました。そして、法案起草学から、立法の実質を問う立法学への展開が紹介され、立法の変質と正統性についての様々な論点が解説されました。

※以下、その他に定期的に開催されている研究会の主なものについて、一覧を掲載します(5~7月)。今後の開催予定・内容、研究会への参加については当研究所のホームページをご確認ください。

■金融商品取引法・アメリカ資本市場法制研究会

2011/05/27 (第31回)

【報告者】黒沼悦郎 氏

【テーマ】「排出量取引の証券的規制」

2011/06/24 (第32回)

【報告者】越智保見 氏

【テーマ】「課徴金審判事件の証拠収集と事実認定—ビックカメラ事件を題材として—」

2011/07/08 (第33回)

【報告者】河村賢治 氏

【テーマ】「自主規制と会社法—証券取引所の自主規制を中心に—」

2011/07/22 (第34回)

【報告者】王子田 誠 氏

【テーマ】「流通市場における会社の不実開示責任について—アメリカでの議論を参考に—」

■商法研究会

2011/05/09

【報告者】杉田貴洋 (慶應大学法学部准教授)

【テーマ】最二小判2006 (平18) 年06月23日 金判1252号16頁 (朝銀中部信用組合事件)
信用協同組合の商人性

【報告者】布井千博 (一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)

【テーマ】東京地判2011 (平23) 年02月18日 金判1363号48頁 (レックス・ホールディングス事件)
MBOにおいて公開買付価格を上回る取得価格が決定された場合の取締役の責任

2011/06/02

【報告者】韓敬新 (早稲田大学法学学術院助手)

【テーマ】秋田地判2009(平21)年09月08日金判1356号59頁
解任された任期の定めがない取締役による損害賠償請求と会社法339条2項の適否

【報告者】酒井太郎 (一橋大学大学院法学研究科准教授)

【テーマ】東京地判2010(平22)年11月29日金法1918号151頁
会社分割において民法468条2項の類推適用による相殺が認められた事例

2011/07/04

【報告者】小菅成一 (嘉悦大学経営経済学部准教授)

【テーマ】大阪地判2010 (平22) 年06月18日LEX/DB 25463514 (茶道裏千家茶茶くらぶ事件)

破産会社が運営していた茶道教室の受講生に対する茶道の財団法人の名板貸責任

【報告者】受川環大 (駒澤大学法科大学院教授)

【テーマ】東京地判2010 (平22) 年07月09日 判時2086号144頁 (株式会社ユニ・ピーアール事件)
会社分割の承継会社による飲食店の店舗名称続用と会社法22条1項類推適用の可否

■Organizational and Financial Economics Seminar 2011

(現代日本社会システム研究所・《企業法制と法創造》総合研究所・ファイナンス総合研究所共催)

2011/05/16

【報告者】袁媛 (早稲田大学高等研究所 准教授)

【テーマ】Impact of leverage on investment by major shareholders: Evidence from listed firms in China

2011/05/30

【報告者】宮島英昭 (早稲田大学商学学術院 教授 早稲田大学高等研究所 所長)

【テーマ】Institutional Change and Economic Decline: The Cost of Hybridization

2011/06/20

【報告者】Markus Pudelko (Professor, International Business, Tubingen University, Germany)

【テーマ】From the Comparison of Cultural Value Dimensions to Interaction Based Research: A Study of Multinational Teams

2011/06/27

【報告者】Worawat Margsir (Assistant Professor, Finance and Business Economics, Graduate School of Business, Fordham University, USA/日本政策投資銀行 設備投資研究所 海外客員研究員)

【テーマ】Holdup Problems in Early Supplier Involvement and The Manufacturer's Optimal Strategy

2011/07/11

【報告者】宮川努 (学習院大学 経済学部 教授)

【テーマ】Management Practices and Firm Performance in Japanese and Korean Firms -An Empirical Study Using Interview Surveys-

2011/07/25

【報告者】宮川壽夫 (大阪市立大学大学院 経営学研究科 准教授)

【テーマ】株主による経営能力評価と粘着的配当政策に関する実証

コラム「韓国会社法の『大』改正」

韓 敬新・早稲田大学法学学術院(大学院法学研究科・法研GCOE)研究助手

韓国では「商法(会社編)の一部を改正する法律」が2011年3月11日に成立し同年4月14日付で公布されました(2012年4月15日から施行)。同改正商法は、改正作業に着手してから異例なことにも6年ぶりに成立したこともあって、大変大きな関心を集めているようです。以下では、今般の会社法改正について自分自身の「未熟さ」のゆえにこそ感じたことを誤解を恐れずに自由に述べさせていただきます(ちなみに「完熟」と言いたくても言えないことが少なからずあるようです)。

今般の会社法改正の主要内容ですが、まず会社の財務管理に関する事項としては、(1)最低資本金制度の廃止と無額面株式の導入、(2)現物出資における検査役の調査・報告手続の簡素化、(3)「出資の転換」すなわち新株引受人と会社との同意に基づくデット・エクイティ・スワップの一般的許容、(4)法定準備金制度の改善(資本金の150%を超える準備金については、株主総会決議により減額可能)[なお、以上は資本制度の機能を縮小する方向での改正として整理されております]、(5)自己株式取得の原則自由化、(6)多様な種類株式の導入(議決権排除・制限に関する種類株式、株式の転換及び償還に関する種類株式)(7)第三者割当の場合における募集事項の株主への事前通知・公告、(8)商法計算規定と「企業会計基準」との調和を図るために株式会社に関する包括規定を新設し資産評価に関する規定等を削除、一定規模以上の会社には連結財務諸表の作成を義務付け、(9)資本減少に関する手続規制の緩和、(10)配当制度の改善(一定の条件下で配当に関する決定権限を取締役に付与することができ、金銭配当の他に現物配当も許容)、(11)社債制度の改善(社債の発行権限を代表取締役が付与、社債の発行総額制限の廃止等)、(12)株式及び社債の電子登録制の導入(有価証券の無券化)、(13)合併制度の改善(交付金合併及び三角合併の許容、小規模合併(簡易合併)の要件の拡大)、(14)少数株式の強制買付制度の導入(発行済株式総数の95%以上を有する支配株主が少数株主の株式を公正な価格で買い付けることができ、少数株主には株式買取請求権を付与)があげられており、次に会社の支配構造(ガバナンス)に関する事項としては、(15)利益相反取引規制の拡大(取締役の他にも主要株主、配偶者、直系尊・卑属等と会社間の利益相反取引には取締役会での3分の2以上の賛成による事前承認が必要)、(16)会社事業機会の流用禁止規定の新設(取締役が職務遂行の過程で知り得た情報を利用した事業機会または会社が遂行しているか遂行する事業と密接な関係にある事業機会を自己または第三者が利用する場合には、

取締役会で3分の2以上の賛成による承認を受けなければならない)、(17)執行役制度の導入(取締役会の監督下で会社の業務執行を担当する機関である執行役に関する根拠規定を設け、制度の導入については会社が選択可能)、(18)遵法支援人制度の導入(一定規模以上の上場会社には「遵法統制基準」を設けて、この基準の遵守に係る業務を担当する遵法支援人1人以上の設置を義務付け)、(19)取締役の責任軽減、(20)1千億ウォン以上の上場会社には常勤監査役または厳格監査委員会(一定規模以上の上場会社に設置が義務付けられている監査委員会)の設置の義務付け、(21)株主総会における少数株主権の強化(少数株主の請求による株主総会の議長は裁判所が選任)、(22)営業(事業)の譲受けに関する規制緩和(他の会社の営業の全部を譲り受ける場合であっても、譲受会社に重大な影響がない場合には株主総会の特別決議が不要)、(23)音声会議による取締役会の許容、(24)新たな企業形態の導入(業務執行組合員と有限責任組合員からなる合資組合を新設し、社員に有限責任を認めながら会社の設立・運営と機関の構成等について私的自治を幅広く認める有限責任会社を新設)、(25)有限会社に対する各種の規制の撤廃(有限会社の社員総数に関する規制を廃止し、社員の持分譲渡を原則として自由とする一方で定款の定めにより持分譲渡を制限することが可能)があげられております。

今般の会社法改正については、(日本の会社法に比べるとそれほどでもないように思いますが)「建国以来の最大規模の改正作業」とされており、こういう意味での「大」改正とも言えましょう。もっとも大事なのは、今般の会社法改正につき個別・具体的な事項をも含めて全体として重「大」な改正とも言うべき実質的な変更点は何か、また、こうした制度改革をもたらした主要な要因ないし背景は何であったのか、といったことではないかと思えます。これらの問題については別の機会に詳論いたしますが、さしあたり後者の問題については2005年に制定された日本の会社法の影響が少なくないように見受けられ、これと関連しては「日本の会社法に対する韓国での認識及び理解の問題」がその背後にあるように考えられます。韓国では日本の会社法が無批判的に「尊敬」される嫌いがあるとの指摘もありますが、実際にも韓国では日本の立法例を参考にしながら「価値判断」に基づく立法論上の主張が多くなされており、その前提として制度の「事実判断」に係る研究や理論的な研究がより多く行われる必要があるのではないかと、という印象を最近強く受けております。

また、韓国法務部によりますと、今般の会社法改正の趣旨としては、グローバル・スタンダードに適合する諸制度の導入によりいわば「起業しやすい法的環境」を整えることが前面に打ち出されております。ところが、こうした趣旨については、そもそも法制度に「国際的な基準」という

のがあるのかという疑念とともに、韓国の場合には「出た所勝負」という面があるとの指摘からも窺え得るように、制度の改革はすばやいものの、制度を裏付ける理論構成と制度を運用するための力が不足しているのではないかと、という大きな問題関心をも抱いております。また、今般の会社法改正については「建国以来の最初の自主的な大規模改正」とのことも大きくアピールされておりますが、法改正の「自主性」を強調すればするほど法改正を主導した政府とそれをバックアップしてきた学問の責任がより一層重要になってくるでしょう。もっとも、以上のことは冒頭でも申しましたように自分自身の「未熟さ」のゆえに思えることですので、今後「成熟」していきながらさらに緻密に考えてまいります。

イベントのお知らせ

本GCOE主催イベントの最新情報は、ホームページをご覧ください。<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

■東アジア海法フォーラム2011

【日時】2011年9月10・11日 13:00～18:00 (両日)
 【場所】早稲田大学早稲田キャンパス27号館小野記念講堂
 第1日 9月10日 (土) 13:00～18:00
 挨拶:

椿 弘次 (海法研究所長・早稲田大学教授)
 上村達男 (GCOE所長・早稲田大学教授)
 岩志和一郎 (早稲田大学法学学術院長・法学部長・教授)

記念講演:

司 玉琢 (大連海事大学教授・元学長、万国海法会指名委員会委員)
 蔡 利植 (高麗大学教授・前法学研究科長、IMO法律委員会前委員長)

講演 「日中韓における海法の動向」

司会・コメント 江頭憲治郎 (早稲田大学教授・日本海法学

会理事長)

中国報告 単 紅軍 (大連海事大学教授・法学院長)

韓国報告 金 炫 (弁護士)

日本報告 相原 隆 (関西学院大学教授)

第2日 9月11日 (日) 13:00～18:00

シンポジウム1 「海事事件における準拠法・裁判管轄等に関する諸問題」

司 会 木村 宏 (弁護士・早稲田大学客員教授)

報告

胡 正良 (上海海事大学教授、海商法研究センター長)

姜 宗求 (弁護士)

池山明義 (弁護士・早稲田大学講師)

シンポジウム2 「国際複合運送契約立法に関する諸問題」

司 会 落合誠一 (東京大学名誉教授・中央大学大学院教授)

報告

郭 萍 (大連海事大学教授)

金 仁顯 (高麗大学教授)

小塚莊一郎 (学習院大学教授)

【共催】海法研究所 (早稲田大学総合研究機構)・グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所

(同時通訳有(日本語・英語))

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい

■2011年度JASRAC秋学期連続公開講座[第1回]

【日時】2011年9月24日13:30～17:30

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス 8号館B107教室

【テーマ】「著作権法の憲法的側面と著作物使用者の保護」

【司 会】高林龍 (早稲田大学教授)

【講演者】Christophe Geiger (ストラスブール大学准教授)

張睿暎 (東京都市大学専任講師)

【コメント】栗田昌裕 (龍谷大学准教授)

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい

※秋学期連続講座は第1回から第4回まで開催の予定です。

詳しくは当研究所Webページをご確認ください。

編集・発行

早稲田大学グローバルCOEプログラム

成熟市民社会型企業法制の創造 —企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

<<企業法制と法創造>>総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学1号館308-1

TEL: 03-3208-8408 Fax:03-5286-8222

メールアドレス: webmaster@globalcoe-waseda-law-commerce.org

ホームページ: <http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

拠点形成責任者: 上村達男

編集: 伊原美喜 (グローバルCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所 事務局)